



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 清 水 銀 行
代表者名 取締役頭取 豊 島 勝 一 郎
(コード番号 8364 東証第 1 部)
問合せ先 総務管理部長 田 村 直 之
(TEL 0 5 4 - 3 5 3 - 7 7 1 4)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 20 日開催予定の第 139 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 定款変更の目的

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 29 条(社外取締役の責任限定契約)および第 37 条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、規定を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 20 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 20 日(金)

以上

< 別紙 >

((注) 下線部分は、変更箇所であります。)

現行定款	変更案
(条文省略)	(現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 ~ 第 28 条 (条文省略) (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 ~ 第 28 条 (現行どおり) <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第 29 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1</u> <u>項の規定に基づき、社外取締</u> <u>役との間に、任務を怠ったこ</u> <u>とによる損害賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結することがで</u> <u>きる。ただし、当該契約に基</u> <u>づく賠償責任の限度額は、法</u> <u>令が定める額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 29 条 ~ 第 35 条 (条文省略) (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 <u>第 30 条 ~ 第 36 条 (現行どおり)</u> (第 29 条新設に伴う条数変更) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当銀行は、会社法第 427 条第 1</u> <u>項の規定に基づき、社外監査</u> <u>役との間に、任務を怠ったこ</u> <u>とによる賠償責任を限定する</u> <u>契約を締結することができ</u> <u>る。ただし、当該契約に基</u> <u>づく賠償責任の限度額は、法令</u> <u>が定める額とする。</u>
第 6 章 計算 第 36 条 ~ 第 38 条 (条文省略)	第 6 章 計算 <u>第 38 条 ~ 第 40 条 (現行どおり)</u> (第 29 条、第 37 条新設に伴う条数変更)